

令和6年度に向けた
農地等利用最適化推進施策等に関する
意見書

一般社団法人滋賀県農業会議

令和6年度に向けた 農地等利用最適化推進施策等に関する意見

高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念があることから、農業経営基盤強化促進法等が改正され、今年4月に施行されました。これにより、地域において、農地が利用されやすくなるよう、目指すべき将来の具体的な利用の姿等を描き、分散錯圃の状況を解消して、農地の集約化等を進める「地域計画」の策定がスタートしました。

この法改正により、私たち農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進」は、地域の農地の「見守り活動」に加え、農業者の「意向把握」と「話し合い」への参画を通じた、地域計画の中心となる「目標地図」の素案づくりが新たな役割となりました。

農業委員会ネットワーク機構である本会は、農地利用最適化の推進等の農業委員会活動への支援等を進めていますが、農地の集約化等の農地利用最適化業務をより効率的・効果的に実施するためには、県行政による積極的な支援が必要であることから、令和6年度の農地等利用最適化推進施策に関し、農業委員会等に関する法律第53条の規定により、次のとおり意見を提出します。

令和5年11月13日

滋賀県知事

三日月 大造 様

一般社団法人滋賀県農業会議
会長 山下 英利



1. 農地利用最適化業務の推進に関する事項

(1) 担い手不在・不足地域における地域計画の策定支援

改正農業経営基盤強化促進法の施行により、本年度から市町による地域計画の策定がスタートしました。

今後、担い手が不在・不足する地域での同計画の策定をどのように進めるかが課題であると考えます。本会では担い手組織の会員等を対象に「農業経営の他地域への進出による規模拡大に関するアンケート」を実施したところ、担い手が不在・不足する地域へ「進出する」、「条件が整えば進出する」と回答した経営体は27.7%（調査対象経営体119経営のうち33経営）ありました。一方、新規就農においては「農地の確保」が課題であり、県内の農業委員会においても、個々の就農希望者ごとに農地の確保に向けて支援していますが、地域計画の策定が進められる中、同希望者の農地の確保にあたっては、同計画での位置付けが必要となります。

そのため、担い手が不在・不足する地域での同計画策定にあたっては、当該地域への進出意向のある経営体や新規就農希望者の受入れと一定の耕作条件の確保のため、入作者の受入れに必要な検討項目を取りまとめた、話し合いのチェックシートの作成等、円滑に新規参入（進出）・新規就農が可能となる対策を講じられたい。また、県が中心となり、「進出する」意向のある経営体と担い手が不在・不足する地域とをマッチングするモデル事例づくりを実施されたい。

(2) 遊休農地の発生防止・解消対策の支援

農地法に基づく遊休農地に関する措置により、農業委員会で利用状況調査や利用意向調査を実施し、農業委員・農地利用最適化推進委員で同法第34条に基づく利用関係の調整を行っているところです。

しかしながら、農業従事者が減少する中、遊休農地を借受けできる農業者が減少し、同農地を解消するには非常に困難な状況となっています。

そのため、地域計画の策定が推進される中、同計画の区域内的の遊休農地の発生防止・解消に向けて、「遊休農地解消緊急対策事業」の活用や非農地判断を含む遊休農地の解消等について、各地域で話し合いが進められるよう、市町へ働きかけられたい。

また、遊休農地の発生防止・解消に向け、市町をはじめ関係機関の協力体制が得られるよう、支援されたい。

2. 農地利用最適化推進業務の推進のための関連施策に関する事項

(1) 経営支援サポートの充実

本会が実施した前記調査では、担い手が不在・不足する地域への進出にあたっては、「現在の経営体制を拡大して進出」とする経営体が46%（回答のあった経営体50経営の内、23経営）、「進出する地域のリタイヤする個別経営の設備等を継承」が28%、「同集落営農の設備等の継承」が24%でした。

そのため、担い手が不在・不足する地域への進出する意向のある経営体への経営拡大やリタイヤする担い手の設備等の継承方法等の経営サポートを実施されたい。